

悪質な訪問販売に困ったことはありませんか？

「訪問販売お断りステッカー」を活用しましょう！！

旭川市消費生活センターでは、悪質な訪問販売による被害を少しでも防ぐために玄関に貼ってお使いいただけるよう「訪問販売お断りステッカー」を作成しました。

北海道消費生活条例では、このステッカーを玄関等に貼ると消費者の断りの意思表示とみなし、業者が訪問・勧誘することは禁止されています。

ステッカーを貼っても再勧誘を受けた場合は、ご相談ください。

【配布場所】

旭川市消費生活センター（旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階）

【問い合わせ先】

ステッカー配布に関する問い合わせ先

電話 0166-25-9747

消費生活相談専用電話（午前9時～午後5時）

電話 0166-22-8228